

# 調達説明書（仕様書）（一般競争入札用）

公 告 日  
令和7年3月5日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第62条の規定により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえで参加してください。

## 1 案件名及び内容

案件名：令和7年度 三重県立子ども心身発達医療センター 医薬品の購入（単価契約）  
内 容(仕 様):仕様書に記載のとおり

## 2 履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）

- (1) 履行期間（納入期限）  
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- (2) 履行場所（納入場所）  
三重県津市大里窪田町340番5  
三重県立子ども心身発達医療センター 調剤兼事務室（1階）

## 3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
  - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - ウ 三重県内にある本店又は支店等で調達システム利用登録をしている登録事業者
- (2) 落札資格
  - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
  - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - エ 該当の案件を履行するにあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第24条第1項の規定に基づく医薬品の卸売販売業の許可を有している者であること。

## 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、(1)の競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を13(3)の方法により「入札に関する事務を担当する課・班」（以下「入札事務担当所属」という。）に提出し、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから書面により入札書の提出を行ってください。本案件における入札書提出の要件及び提出方法については、13(7)をご確認ください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を13(6)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請(13(3)参照)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (4) 「医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の卸売販売業」の許可証の写し

## 5 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) 別紙「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 入札は、仕様書に記載する品目（医薬品及び医療材料）における製造（販売）事業者（以下「製薬メーカー」という。）の単位で行うものとし、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けた者のうち、規則第 65 条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低の入札価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。
- (3) 入札価格は、品目ごとに送料等の納入に要する経費を含めた単価（消費税及び地方消費税を除く額（免税事業者にあつては、契約希望単価に 110 分の 100 を乗じた額）。整数止め。）に購入予定数量を乗じた額を製薬メーカーごとに合計した金額とします。
- (4) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (5) 入札保証金は、入札する製薬メーカーの入札価格を合計した金額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、規則第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- (6) 落札者は、落札した製薬メーカーに属する全ての医薬品について、仕様書に基づき納入する権利を有するものとします。

## 6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。（それぞれの品目の契約単価に予定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を合計したのものをもって、契約保証金算出の基礎となる契約金額とみなします。以下同じ。）ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。  
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約は、下記「契約に関する事務を担当する課・班」（以下「契約事務担当所属」という。）に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。  
なお、契約金額は、入札書記載の単価（以下「契約単価」という。）とし、支払金額は契約単価に発注数量を乗じた金額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）に、100 分の 110 を乗じた金額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

## 9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下

「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 12 その他

- (1) 当該入札に質疑(入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項)がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

(※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。)
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム(物件等)運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。
- (8) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

## 13 期間の設定(時間は、24時間表示となっています。)

### (1) 質疑等の提出締切日時

令和7年3月10日(月)16時まで

《結果回答》

令和7年3月12日(水)17時までに行います。

※ 「質疑申請書」により、提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面(FAX可)又はE-Mailにて質疑申請を行ってください。

※ 回答は、三重県ホームページに掲載します。

※ 質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

### (2) 同等品申請の提出締切日時

対象外

### (3) 競争入札参加資格確認申請書提出の締切日時

令和7年3月17日(月)16時まで

《結果通知》

令和7年3月19日(水)17時までには通知書を発送します。

#### 【提出方法】

「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」に必要事項を記載し、書面にて提出締切日時までに次の場所に郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください（必着）。

〒514-0125 三重県津市大里窪田町340番5

三重県立子ども心身発達医療センター 管理部 総務企画課（担当：森本）

#### (4) 入札書提出の締切日時

ア 入札書提出締切日時 令和7年3月26日（水）14時30分まで  
（再度入札を行う場合は、別途通知します。）

※入札書の提出は、**入札書提出締切日時までに入札事務担当所属が指定する下記(7)に記載する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出をしてください。（提出方法は、下記(7)を参照してください。）**

#### 【留意事項】

入札書の封筒には、「入札内訳書」及び「パスワード通知書」を同封してください。

イ 内訳書の提出の要否 要

内訳書は、別添「入札金額内訳書」を使用することとし、書面及び電子ファイルの2種類を(4)ウにより作成し、提出するものとします。

ウ 入札内訳書の作成及び提出方法

<書面の入札内訳書>

(4)アの締切日時までに入札書に添付して提出するものとします。

<電子ファイルの入札内訳書>

電子ファイル（Microsoft Excel 形式）を(4)アの締切日時までに zip ファイル形式（パスワードを設定し暗号化したもの）を下記のアドレスまで電子メールにて提出してください。

なお、設定したパスワードは、別添「パスワード通知票」に記載の上、入札書に同封し、郵送にて提出してください。

Mail アドレス：childc@pref.mie.lg.jp

#### (5) 開札の日時

入札書開札日時 令和7年3月26日（水）15時30分  
（再度入札を行う場合は、別途通知します。）

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をしてください。

#### (6) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和7年3月27日（木）14時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(2)から(4)までの書類を契約事務担当所属に提出していただきます。

ただし、再度入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

#### (7) 書面による入札書提出の要件及び手順並びに指定する郵便局

#### 【手順】

① 「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を入札事務担当所属に提出  
⇒ 結果通知書の送付があります。

② 入札書提出は、入札書提出締切日時までに一般書留郵便又は簡易書留郵便により、入

札事務担当所属が指定する郵便局へ局留郵便で送付してください（必着）。

**【指定する郵便局】**

※ 封筒に提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留」とする旨を記載してください。（下記参照）

また、入札書につきましては、郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

**（指定する郵便局の宛名）**

- ・ 指定する郵便局の郵便番号：514-0006
- ・ 指定する郵便局の住所：三重県津市広明町 13 番地（三重県庁 1 階）
- ・ 指定する郵便局：三重県庁内郵便局
- ・ 受取人：受取人「三重県立子ども心身発達医療センター 管理部 総務企画課」
- ・ 案件名：令和 7 年度 三重県立子ども心身発達医療センター  
医薬品の購入（単価契約）入札書在中

■ **入札に関する事務を担当する課・班**

三重県立子ども心身発達医療センター 管理部 総務企画課 担当 森本  
電 話 059-253-2000 F A X 059-253-2031

■ **契約に関する事務を担当する課・班**

同上